

薬第 - 号  
平成 18.7.5 受  
京都府

事務連絡  
平成 18 年 6 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）  
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

### 日本薬局方の無菌試験法で定める培地の有効期間について

日本薬局方（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 285 号）の一般試験法に定める無菌試験法において培地の有効期間を定めているところであるが、当該規定の趣旨は下記に示すとおりであるので、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願いたい。

なお、生物学的製剤基準（平成 16 年 3 月 30 日付厚生労働省告示第 155 号）等の他の基準や規格等にて、日本薬局方の一般試験法に定める無菌試験法を準用している場合にあっても、同様であることを申し添える。

#### 記

1. 日本薬局方に規定されている無菌試験法にて定めている培地の有効期間は、以下のとおりである。

「非密封容器に入っている培地は、使用前 2 週間以内に培地の性能試験を行い、基準を満たしているならば、製造後 1 箇月間使用できる。密封容器に入っている培地は、使用前 3 箇月以内に培地の性能試験を行い、基準を満たしているならば、製造後 1 年間使用できる。」

2. この意味するところは、非密封容器に入っている培地の場合、基準を満たしているものならばその製造後 1 箇月間使用することができるものであるが、使用前の 2 週間以内に培地の性能試験を行い基準に適合する事を確認する必要があるということである。なお、密封容器に入っている培地の場合、基準を満たしているものならばその製造後 1 年間使用することができるものであるが、使用前の 3 箇月以内に培地の性能試験を行い基準に適合する事を確認する必要がある。